



労務管理講習会 「働き方改革」講習会 第2弾

2020 4月より施行される「働き方関連法」 まとめて解説します。

「働き方改革関連法」が2019年4月から施行されましたが今後順次適用範囲が拡大され、また 新たな関連法も施行されていきます。労安協では施行に先駆け講習会を開催し周知活動を行っていきます。

今回は2020年4月から施行される関連法をまとめて解説します。特に中核となる時間外労働の上限規制が**中小企業まで拡大**されますので、改めて働き方改革関連法の全体像についても解説します。

新たに2020年4月から施行される**パートタイム・有期雇用労働法**は今後の同一労働、同一賃金に向けた取り組みのキックオフとなる内容です。小田原労働基準監督署ならびに神奈川労働局より施行内容を解説していただきます。

引き続き、2019年 労安協主催 労務安全衛生管理「夏季講座」で好評だった「働き方改革における安全衛生担当者の役割」のセッションでの講義の一部を 労安協小田原支部 より行います。

労務管理関係者、及び 安全衛生スタッフ必聴講座となります。多くの参加お待ちしております。

記

1. 日 時 2019年 12月18日(水) 13:30~16:00
2. 場 所 青色会館 4F 会議室(小田原市本町2-3-24)
3. 講習内容



- (1) 働き方改革関連法 及び 最低賃金制度について
講師 小田原労働基準監督署 監督課 課長 野口 研 氏 (60分)
- (2) 改正後のパートタイム・有期雇用労働法で求められる企業の対応について
講師 神奈川労働局 雇用環境・均等部 指導課 担当者 (30分)
- (3) 働き方改革における安全衛生担当者の役割
講師 神奈川労務安全衛生協会 小田原支部 事務局長 鎌田 光郎 氏 (50分)

4. 対 象 者 事業者、総務・人事労務担当者、その他関係者等

5. 定 員 30名

6. 会 費 会員/一般: 1,500円(税込、資料代含む)

※会員の方は、ネット申込みされますと会費が300円割引になります。

7. 申込方法 下記の申込書をFAXにて**12月9日(月)**までにご提出をお願い致します。

(公社)神奈川労務安全衛生協会小田原支部 事務局

FAX 0465-24-5820 (TEL 0465-24-1753)

※ 当教育および修了者台帳に関する目的以外に個人情報を利用することはありません。

※ 申込み後の取り消しは、12月11日(水)までをお願い致します。

それ以後は準備の都合上お受けできませんのでご了承ください。

労務管理講習会申込書(12月18日)

事業場名

会員NO.

所在地〒

担当者

TEL

FAX

※	氏 名	※	氏 名	※	氏 名
	フリガナ 氏名		フリガナ 氏名		フリガナ 氏名

会費の支払方法 当日持参 領収証は事業場でまとめて1枚発行

領収証は受講者ごとに個別に発行

銀行振込 月 日振込予定(恐縮ですが振込手数料は貴事業場にてご負担ください)

横浜銀行小田原支店 普通 0056462

名義人 神奈川労務安全衛生協会小田原支部